

# 告 示

## 埼玉県告示第七百五十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二一―二八―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

児玉郡美里町大字南十条字流作場一番四外五筆、字庚申塚三十九番五外三筆、字川原田七十六番二外八筆、字渕ノ上五百五十番一、五百五十番四、字柳原五百五十五番一外三筆、字稻荷下六百三十二番二、六百三十二番二先道路、字上川原六百三十四番一外十筆、字大縄畑六百三十六番二外四筆、字北根八百五十九番外四筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千十二・四立方メートル